

教育委員会会議提出議案

第 49 号

福岡県指定文化財の指定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年8月28日

教 育 長

(理由)

福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第37条第1項の規定により、福岡県指定文化財の指定をしようとするものである。

[議案目次]

1 指定案件

皆見大塚古墳（史跡；みやこ町）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 指定案件

### 1 物件の表示

種別	記念物（史跡）
名称	皆見大塚古墳（あざみおおつかこふん）
所在地	京都府みやこ町皆見字前ノ平 927 番 2 の一部、927 番 3 の一部、944 番 7 の一部（実測 292 m <sup>2</sup> ）
所有者	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、みやこ町
管理団体	みやこ町

### 2 物件の概要

#### (1) 立地と調査・保存の経緯

皆見大塚古墳は京都平野を北流する祓川の中流右岸の河岸段丘端部に位置する。発掘調査は福岡県教育委員会が東九州自動車道の建設に先立ち、平成 21 年度と平成 23 年度の 2 回にわたって行い、装飾古墳であることが判明した。その重要性から保存協議を重ね、当初の盛土工法から橋梁工法に変更し、古墳の石室を中心に保存が図れることとなった。調査終了後は装飾が描かれた石室壁面を養生した後、埋戻しを行っている。

その後、東九州自動車道は平成 26 年に開通したが、古墳は橋脚の下に保存され、みやこ町によって整備が行われている。

#### (2) 古墳の特徴

古墳は古墳時代後期（6 世紀後半）の築造で、墳丘の残りは悪いが、内側周溝の内端で径約 13m、外側周溝の外端で径約 33m を測る二重周溝の円墳である。

石室は複室構造の横穴式石室で、全長約 7m、最大幅 2m を測る。石室内には同心円文、円文、三角文、X 字状文等の装飾が赤色顔料（ベンガラ）によって描かれている。

出土遺物には単鳳環頭大刀（柄頭に鳳凰の形の飾りがついた大刀）や馬具、耳環、ガラス小玉、鉄鏃等があり、また墳丘上や内側周溝からは人や鹿、イノシシ、鳥等の形があしらわれた装飾付須恵器が出土し、祭祀に用いられたと考えられる。

### 3 指定の理由

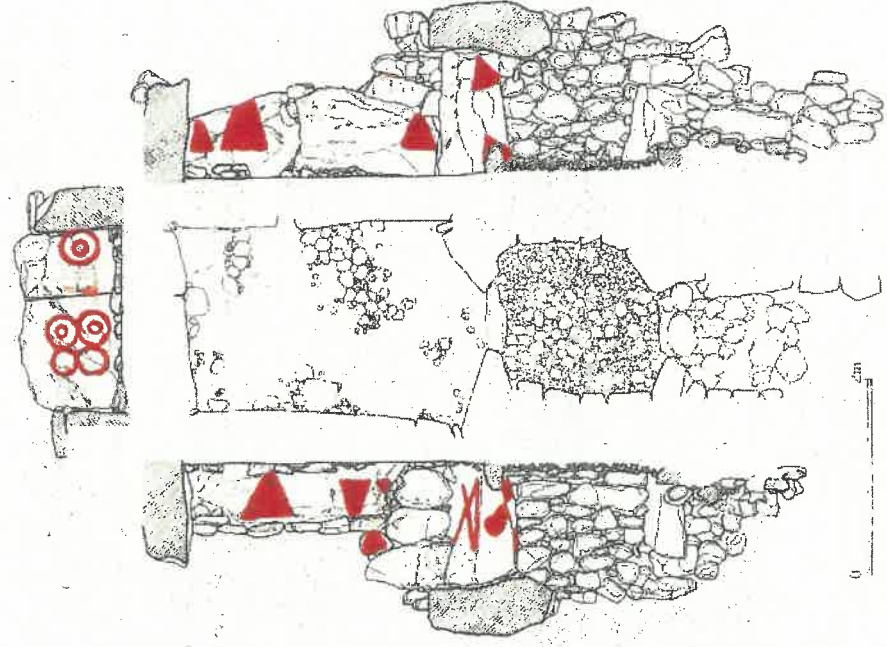
皆見大塚古墳は、旧仲津郡域ではみやこ町の彦徳甲塚古墳に次ぐ大型墳であり、古墳の規模や出土遺物等からみて首長墓と考えられる。

また、石室内に装飾を描く古墳として京築地域では、豊前市の黒部古墳や上毛町の穴ヶ葉山 1 号墳で線刻のものがあるが、彩色のものは上毛町の百留横穴墓群でわずかに知られているにすぎなかった。皆見大塚古墳の赤色顔料を使った装飾は、従来、彩色の装飾古墳の空白地と考えられてきた地域での確認となり、装飾古墳の理解のためにも学術上極めて重要である。



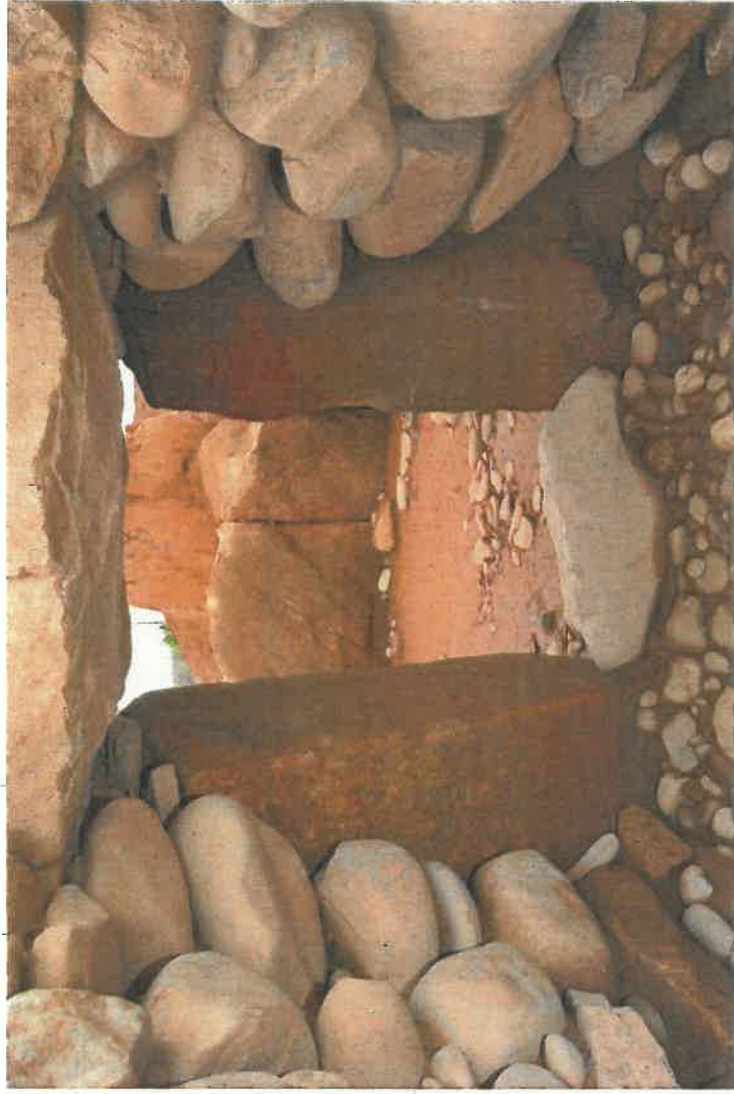


皆見大塚古墳平面図



皆見大塚古墳石室実測図





皆見大塚古墳石室（玄室をのぞむ）



皆見大塚古墳現況（南西から）